

<物 件>

統一型たて型軸流羽根車式電子式水道メーター(表示器有)75mmバーター品ほか1件 仕様書

1	物件名称	統一型たて型軸流羽根車式電子式水道メーター(表示器有)75mmバーター品ほか1件
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	29個(予定数量) 内訳は別紙購入物件内訳書のとおり
5	納入期限	契約日から令和4年3月31日まで
6	納入場所	本市指定場所とし、納入指示書に記載する。 詳細については、別紙特記仕様書のとおり。
7	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
8	契約方法	単価契約(個)
9	支払方法	本件は分割納入につき、納入の度、契約者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市上下水道局経営部 経営料金課 小澤 (046-822-9469)

指示事項	
グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照のこと。

購入物件内訳書(単価契約用)

(税抜き)

	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	統一型たて型軸流羽根車式 電子式水道メーター(表示器有)	75mm バーター品	無	個	21	143,000	
2	統一型たて型軸流羽根車式 電子式水道メーター(表示器有)	100mm バーター品	無	個	8	207,000	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

統一型たて型軸流羽根車式電子式水道メーター（表示器有）75mm

バーター品ほか1件 特記仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「局」という）が購入する水道メーター（以下「メーター」という）に適用する。

2. 用語の定義

「バーター品」とは、本市所有の再利用不可能なメーターを材料として提供し（交換比率は1：1）、新たに製作して納入する新品のメーターをいう。

3. 仕様承諾

購入するメーターは、型式、構造、材質、性能等において本入札公告日以前に、口径別に本市の承諾を得た別紙「水道メーター仕様承諾一覧表」に掲げるものとする。

4. 器番の打刻

メーターの器番は、誤読又は難読のおそれのないよう、下記のとおり打刻するものとする。

(1) メーター本体

ふた表面番号座及び上ケース上面（ふた表面番号と平行とする）

(2) 受信機

受信機本体表面

5. 警告表示

受信機においては、次の項目が確認できるものとする。

(1) 漏水（量）

(2) 過大流量

(3) 逆流

(4) 電池電圧低下

(5) その他エラー表示

6. ふた

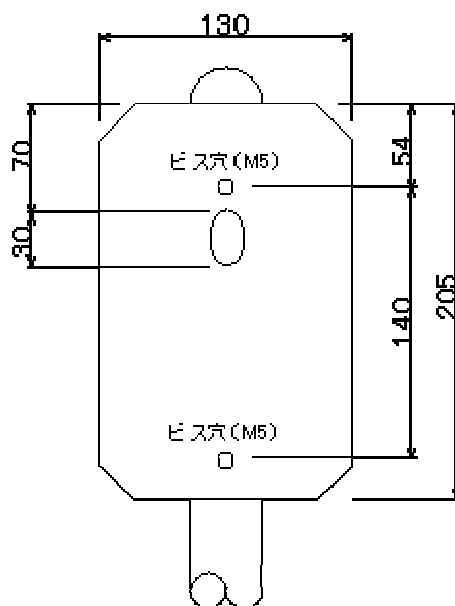
(1) メーターのふたの色は、青色（A69-50T）とする。

(2) ふた表面の表示は、上部から「記号」、「市章」、「器番」、「口径」を標準とする。

ただし、「記号」を省略し、「市章」を簡略表示することができる。（たとえば、器番と共に「市章」あるいは「横須賀、スカ」等の簡略表示を打刻する等）

7. 付属品等

遠隔指示式メーターの受信器保護箱（防雨ケース）については、下記に示す、既設ポール
の保護箱取り付け寸法に合わせるためのスペーサー等を含むものとする。



8. 納入期限

納入期限は、令和4年3月31日までとする。

また、別途発注するメーター交換等工事（以下、交換等工事という）に合わせて、年2回
から4回に分納するものとする。

9. 納入場所

納入場所は、交換等工事を請負う業者が確保する保管場所及び局指定場所とし、納入場所、
口径、個数等の詳細は納入指示書による。

また、納入場所へは狭い道路を走行する必要があるため、配送車両については予め考慮す
ること。

10. 納入日及び時間

納入日及び時間は、納入指示書に記載するものとする。（交換等工事に伴う納入予定時期は
以下のとおりであるが、詳細については別途局と納入回毎に調整するものとする。）

なお、納入作業は特別な場合を除き午前9時から午後5時の間で行うこと。（正午から午後
1時を除く）

【交換等工事に伴う納入予定時期】

第1回 令和3年6月中旬～令和3年6月下旬

第2回 令和3年9月中旬～令和3年9月下旬

11. 納入立会い

メーターの納入には、供給者が立会い、担当職員の指示に従い、納入メーターの器差成績
表もしくは検査合格証明書を納入時に提出すること。

12. 納入検査

納入されたメーターについて、個数や外観、その他必要とする事項に対して局は検査を行う。

また、検査時に合格しなかったメーターが発生した場合、供給者は当該メーターを引き取り、後日別の新しいメーターを再納品しなければならない。

さらに、合格しなかったメーターが多岐にわたった場合、局と供給者の協議によるものとする。

13. 引取場所及び引取日

本市所有のバーター用のメーターの引取場所及び引取日は、納入指示書による。

また、バーター用のメーターの引き渡し個数については、別紙購入予定表に記載した個数を想定しており、購入毎の引き渡し個数については発注書に記載する。

14. 検査成績書等の提出

鉛浸出対策の表面処理を行ったメーターを納入した場合には、浸出性能試験の検査日、個数、測定結果などが確認できる書類（様式任意、検査成績書等の写しでも可）を納入時に提出すること。

また、自己認証あるいは第三者認証機関による「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）」に適合していることの証明を書面で納入時に提出すること。

15. 納品時の形態

メーターは組み立て完成品として納入し、流出入口にキャップを取り付け、メーカー所定の包装をすること。

なお、鉛浸出対策の方法が異なるものを納品において混在してはならない。

16. 購入予定数

別紙、購入予定表のとおりとする。

ただし、購入予定数量はあくまで年度当初時点の予定数であるため、増減の可能性があるためこの数量を保証するものではない。

17. 支払条件

支払いについては、納入指示書に記載されたすべてのメーターの納品が確認された月の末締めで、供給者の請求により支払うものとする。

18. かし担保等

メーターの納入完了後から起算して1年以内に、メーターそのものにかしに基づく異常が発生した場合、供給者は替わりとして新たなメーターを速やかに納品しなければならない。この場合、供給者の責任により行うこととする。

また、上記を問わず検定有効期間内にメーターの異常が疑われた場合、その原因を調査・

報告するとともに、速やかに対策を講じること。

なお、異常の原因が供給者にあることが明らかな場合は、供給者がその責任を負うものとする。

19. 疑義

この仕様書に疑義があるときは、局と供給者の協議によるものとする。

「水道メーター仕様承諾一覧表」

平成30年(2018年)3月23日現在

口径	型 式	愛知時計電機(株)	アズビル金門(株)	東洋計器(株)
75	統一型たて型軸流羽根車式 電子式	ETVW75VQ-8551	E K D W 75	T E A 75 E N X
100	統一型たて型軸流羽根車式 電子式	ETVW100VR-8551	E K D W 100	T E A 100 E N X

令和 年 月 日

様

横須賀市上下水道局

令和3年度 第 回水道メーター納入指示書

契約番号 第 号		納入場所			
口径	区分	新品	バーター品	修理品	合計
75mm	個数				
	メーター 番号	}	}	}	
100mm	個数				
	メーター 番号	}	}	}	
合計					

(注) 1 本市所有メーター引取 | 令和 年 月 日

2 本市所有メーター引取場所

3 購入品納入日 | 令和 年 月 日

令和3年度 水道メーター（ 75・100）購入予定表

区	分	75	100	合計
工事請負者	第1回	6	2	8
	第2回	7	0	7
	計	13	2	15
小川町倉庫	第1回	5	4	9
	第2回	3	2	5
	計	8	6	14
合計	第1回	11	6	17
	第2回	10	2	12
	計	21	8	29

種類	新品	-	-	-
	バーター品	21	8	29
	計	21	8	29